

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和4年7月5日 08時20分ごろ
発生場所	島根県松江市七類港 七類港九島灯台から真方位107°300m付近 （概位 北緯35°34.8′ 東経133°14.8′）
インシデントの概要	漁船第十片江丸は、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十片江丸、17トン SN2-3007（漁船登録番号）、株式会社片江定置 ディーゼル機関、出力508kW（動力漁船登録票による）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、燃料補給の目的で、定係地である松江市片江漁港を出港し、途中松江市笹子港に立ち寄って網の修理を行った後、七類港に向けて南西進中、燃料がなくなり、主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が会社に連絡して救助を要請した後、近くで操業していた漁船にえい航されて七類港の給油所に着岸した。</p> <p>連絡を受けた会社は、海上保安部へ本船が燃料不足で運航不能となった旨を通報した。</p> <p>本船は、これまで片江漁港においてタンクローリーから燃料を給油していたが、タンクローリーからの給油ができなくなったので、今回、初めて七類港の給油所で燃料を補給する予定であった。</p> <p>船長は、出港前、燃料が燃料タンク（容量約1,500ℓ）の取出し弁から上方約5cm（タンク高さ約1m）の位置までしかないと確認していたが、これ位あれば途中笹子港に立ち寄って網の修理を行った後、七類港の給油所までなんとか回航できると思って出港していた。</p>
分析	本船は、燃料タンクの残量が少ない状態で、南西進中、船長が途中笹子港に立ち寄って網の修理を行った後、七類港の給油所まで回航できると思い、運航したことから、燃料が欠乏し、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、燃料タンクの残量が少ない状態で、南西進中、船長が途中笹子港に立ち寄って網の修理を行った後、七類港の給油所まで回航できると思い、運航したため、燃料が欠乏し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、燃料タンクの残量が少なくなった際には、給油所以外の場所に立ち寄ることなく、早急に給油所で燃料補給を行うこと。</li><li>・ 船長は、燃料の補給を行う際には、燃料の残量に余裕を持って行うこと。</li></ul>